

東京保健医療専門職大学受託研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、東京保健医療専門職大学（以下「本学」という。）における学外からの委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託研究

本学において、学外の機関から委託を受けて行う研究・調査・試験等で、それらの実施に要する費用を委託しようとする者（以下「委託者」という。）が負担して行う事業をいう。

(2) 研究担当者

受託研究を行う本学の専任教員をいう。

(3) 知的財産権等

特許権・実用新案権・意匠権・育成者権・著作権及びこれらの権利に相当する権利、並びにこれらの権利を受ける権利をいう。

(受託研究の受入れ基準)

第3条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じおそれがない場合に限り、受け入れるものとする。

(受託研究の受入れ条件)

第4条 受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、受け入れることができない。ただし、公的機関からの委託で、やむを得ない事由が認められるときは、各号の条件に関わらずこれを受け入れることができる。

(1) 受託研究において、委託者が一方的に中止することができることとなっている場合

(2) 受託研究に要する経費により、本学が取得した設備等を返還することとなっている場合

(3) やむを得ない事由により、受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、その生じた損害について本学が委託者に賠償することとなっている場合。

(4) 受託研究の実施に起因して損害が発生し、その生じた損害について、本学が委託者及び第三者に賠償することとなっている場合。ただし、本学研究担当者等の故意又は重大な過失に起因する場合は除く。

(受託研究の受入れ手続等)

第5条 委託者は、様式第1号「受託研究申込書」をもって、学長に申し出るものとする。

- 2 本学の研究担当者は、様式第2号「受託研究受入願」及び様式第3号「受託研究経費負担額積算内訳書」を、学科長及び学部長を経て、学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、第1項の「受託研究申込書」、第2項の「受託研究受入願」及び「受託研究経費負担額積算内訳書」の提出を受けたときは、研究倫理・研究推進委員会の諮問を経て、受託研究の受入れの可否を決定する。

(契約の締結)

第6条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに委託者との間に受託研究契約を締結するものとする。

- 2 受託研究期間は、当該研究契約に明記するものとする。
- 3 受託研究の結果、生じた知的財産権等に関する帰属及び出願並びに実施等の取扱いについては、当該研究契約に明記するものとする。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第7条 研究担当者は、受託研究を中止又はその期間を延長する必要があるときは、速やかに、学科長及び学部長を経て、学長に報告するものとする。

- 2 学長は、研究倫理・研究推進委員会に諮問の上、当該受託研究の中止、又は期間の延長をやむを得ないと認めるときは委託者と協議を行い、当該受託研究を中止し、若しくはその期間を延長することができる。
- 3 学長は、前項の規定により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合は、書面により委託者に報告するとともに、必要などときには受託研究の変更契約を締結するものとする。
- 4 やむを得ない事由で受託研究を中止、又はその期間を延長した場合において、本学は損害賠償の責任を負わない。

(受託研究費の取扱い)

第8条 委託者は、受託研究に関する経費（以下「受託研究費」という。）を本学が指定した期間内に、本学に納入しなければならない。

- 2 受託研究費は、受託研究を遂行する上で必要な直接的経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要なとなる経費（以下「間接経費」という。）の合計額とする。
- 3 前項に規定する間接経費は、原則として直接経費（消費税込）の30%とする。
- 4 納付された研究経費は、第1項に定める額を上限として支給されるものとする。ただし、研究期間が複数年度にわたる場合は、年度ごとに必要な経費を支出するも

のとする。

- 5 既納の受託研究費は、これを委託者に返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により受託研究を継続できないときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 6 受託研究費により取得した設備等の所有権は、本学に帰属する。
- 7 納付された受託研究費については、この規程に定めない事項以外は、「東京保健医療専門職大学公的研究費取扱規程」に準拠して執行するものとする。

(知的財産権の取扱い)

- 第9条 受託研究の結果生じた特許権・実用新案権及び意匠権その他これに準じる権利(以下「特許権等」という。)は、本学又は受託研究を担当した教職員(以下「研究担当者」という。)に帰属する。
- 2 前項にかかわらず、委託者からの申し出があった場合、本学が承継した特許権等の一部、又は全部を別に定める契約により委託者に譲渡することができる。
 - 3 委託者が本学に継承された特許権等の優先的实施を希望する場合には、一定期間その権利を付与することができるものとする。
 - 4 委託者は、本学に継承された特許権等(本条第2項の規定により委託者との共有になった特許権等含む)を実施しようとするときは、別に定める使用料を本学に支払うものとする。
 - 5 上記に定めのない事項は、本学園「学校法人敬心学園知的財産取扱規程」に準拠して取り扱うものとする。

(報告)

- 第10条 研究担当者は、受託研究を完了、又は中止したときは、様式第5号「受託研究費収支計算書」を添えて、様式第4号「受託研究成果報告書」により研究成果を学科長及び学部長を経て、学長に報告しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、研究期間が複数年度にわたる場合で、委託者が求める場合は、年度ごとに報告するものとする。
 - 3 学長は、前項に規定する報告を受けたときは、遅滞なく委託者に研究成果を報告するものとする。

(成果の公表)

- 第11条 研究担当者は、原則として受託研究の成果を公表するものとする。ただし、公表の時期・方法等は、必要がある場合は、委託者と協議して定めるものとする。

(適用除外)

- 第12条 受託研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を受託研究又は委託者に対して適用しないことができる。

- (1) 国、政府機関又は地方公共団体等からの受託研究
- (2) その他特別な理由があると学長が認めた受託研究

(秘密の保持)

第13条 研究担当者、及び委託者等受託研究に関係する者は、受託研究の実施にあたり、相手方より提供、又は開示を受け、若しくは知り得た情報に関する秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏らしてはならない。

(庶務)

第14条 受託研究に関する庶務は、教務部研究推進室がおこなう。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、運用上必要な事項は、細則等で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年1月5日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)

《受託研究取扱規程》様式第1号

学 長	事務局長	推進室長	推進室	学部長	学科長

年 月 日

東京保健医療専門職大学 学長 殿

申込機関等の
住 所
名 称
代表者氏名



受 託 研 究 申 込 書

東京保健医療専門職大学受託研究取扱規程に基づき、以下のとおり研究を委託したく
貴学の受託研究の申し込みいたします。

1 受託研究概要等

研究題目					
研究の概要・ 特色・意義など					
この研究の国内 外における研究状況					
研究期間	年 月 日(研究経費納付日)～		年 月 日		
東京保健医療 専門職大学の 希望研究代表 者	氏 名	所属・職位	現在の専門	役割分担	
申込機関等の 事業内容等の 参考事項					
申込機関等の 事務連絡先	担当部課係名	担当者氏名		電 話	

《受託研究取扱規程》様式第1号

2 受託研究に要する経費・施設・設備（該当箇所のみ、可能な範囲でご記入ください）

(1) 委託申込機関等が負担する経費（当該年度分）					(単位：千円)	
直接経費（消費税込み）			間接経費 （直接経費の30%）		合 額	
謝 金	旅 費	研 究 費 他				
(2) 2年度以上継続する受託研究の場合、委託申込機関等が負担する経費の全体計画 (単位：千円)						
年度	年度	年度	合 計			
(3) 委託研究に使用する場所・施設・設備						
研究実施場所						
施設 の 名 称	設		備			
	名 称	型 式 ・ 仕 様	数 量			
(4) 委託機関が提供する設備						
名 称	型 式 ・ 仕 様	数 量				

《受託研究取扱規程》様式第2号

学 長	事務局長	推進室長	推進室	学部長	学科長

年 月 日

東京保健医療専門職大学 学長 殿

受託研究受入代表者

学部・学科

代表者氏名



受 託 研 究 受 入 願

東京保健医療専門職大学受託研究取扱規程に基づき、以下のとおり受託研究の受入れをお願い致します。

1 受託研究概要等

研究題目			
研究の概要・特色・意義など			
この研究の国内外における研究状況			
研究期間	年 月 日(研究経費納付日)～ 年 月 日		
委託機関の名称等	名 称		
	住 所		
	代 表 者		
委託機関の事業内容等参考事項			
事務連絡先	担当部課係名	担当者氏名	電 話

《受託研究取扱規程》様式第2号

2 委託研究に要する経費・施設・設備（該当箇所のみ、可能な範囲でご記入ください）

(1) 委託機関が負担する経費（当該年度分）					(単位：千円)	
直接経費（消費税込み）			間接経費 （直接経費の30%）	合 額		
謝 金	旅 費	研 究 費 他				
(2) 2年度以上継続する受託研究の場合、委託機関が負担する経費の全体計画						
(単位：千円)						
年度	年度	年度	合 計			
(3) 委託研究に使用する場所・施設・設備						
研究実施場所						
施設 の 名 称	設			備		
	名 称	型 式 ・ 仕 様	数 量			
(4) 委託機関が提供する設備						
名 称	型 式 ・ 仕 様	数 量				

受託研究経費負担額積算内訳書

事項	金額 (円)	内容 (算定根拠)
(A) 直接経費		
内 訳	賃金 (又は謝金)	
	旅費	
	消耗品費	
	備品費	
	その他	
(B) 間接諸経費		(A) × 30%
合計		(A) + (B)

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
A) 直接経費 ・ ・ 内訳 ・ ・ (1) 賃金 (又は謝金)		円	千円	
(2) 旅費				
(3) 消耗品費				
(4) その他				
合 計				

学 長	事務局長	推進室長	推進室	学部長	学科長

年度 東京保健医療専門職大学 受託研究成果報告書

研究担当者	所属 (学部・学科)	
	氏 名	
委託研究機関等の名称		
研 究 期 間	(本報告)	年 月 日 ~ 年 月 日
	(全 体)	年 月 日 ~ 年 月 日
研 究 題 目		
報 告 の 概 要	研究概要	
	研究成果	

《受託研究取扱規程》様式第4号

<p>研究発表（学会名・発表・ テーマ・年月日・場所）</p> <p>研究成果物（表題・誌名・ 巻号・発行日・発行所・著）</p> <p>図書（書名・出版社・発行 日・著者名）等</p>	
<p>添 付 資 料</p>	<p>（ 無 ・ 有 ）</p>

※必要に応じて資料を添付して下さい。

※研究発表・研究成果物・図書等は、本報告書提出時点で判明している事項をご記入ください。

